

徳島県発達障がい者総合支援プラン（第3期素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年12月9日から令和5年1月10日までの間、オープンとくしま・パブリックコメントを実施したところ、9名の方から30件のご意見をいただきました。

ご意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	このような、素晴らしいプランがあるにもかかわらず、十分な理解ができておらず、関わっている保護者へも、周知していきたい。また、保護者への支援が大切だと思います。	ご意見ありがとうございます。プランの周知に努めるとともに、発達障がい児者やその家族の皆様が安心して充実した生活が送れるよう取り組んでまいります。
2	発達障がいについて知ることが大事だと感じています。ぜひとも啓発活動を推し進めて下さい。	ご意見ありがとうございます。社会全体に発達障がいについて正しい理解が広がるよう、今後とも効果的な普及啓発に取り組んでまいります。
3	支援プラン、興味深く拝読させていただきました。徳島県の障害者に対する手厚い体制がよく理解できました。発達障害は様々な活動のおかげで広く知られるようになりましたが、一方、それを受け止める家族側と社会は、障害のある・なしでの線引がはっきりして、普通の人や社会とのかかわりが難しくなっているようにも感じます。このプランが障害者のためのものであることは理解しておりますが、発達障害があると認めることは家族にとってはそれだけで大変なことです。早期発見によって障害がわかっただけでそのまま一生障害者として生きるのか、障害を認めなければ支援は受けられないのかといった不安や葛藤があります。なので、障害の認定のあるなしに子供が受けられる支援策について知ることのできるシステムがあったらよいと思います。	ご意見のとおり、家族に対する支援は重要であると考えております。プランでは、第3章Ⅱ1に記載のとおり、保護者支援の充実に取り組むこととしており、子どもの発達に気がかりのある保護者をサポートするペアレント・メンター（先輩保護者）の養成や、子どもの特性を理解し、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の普及を図ってまいります。また、保護者の方に必要な情報が提供できるよう、努めてまいります。
4	このプランは、障害者がそのまま障害者として成長していくことを前提に書かれているような印象を受けました。早期支援によって、早い段階で普通教育に移行していく人たちもいます。例えば小中と特別支援級に在籍し、高校から普通高校に進学する場合、特別支援級では高校入試で重要な「内申点」がつきません。これを気にして支援級に在籍することを拒む家庭は非常に多くあります。（障害や不登校を理由とする）内申点がない生徒に対する公立高校の対応は県によって異なります。しかし、その情報を保護者はほとんど知りません。徳島県ではそこがどうなっているのか、そういった子供の進路や将来の選択肢が早くからわかるように情報を整備することで、より多くの家庭が適切な支援を受けやすくなると思います。	本県においては、特別支援学級に在籍しているという理由で、内申点がつかないという状況はございません。引き続き、発達障がい児者やその家族の皆様へ適切な情報をお届けできるよう、様々な機会を活用し、積極的な情報発信に努めてまいります。
5	前プランの4年間の成果を拝見し、発達障がい児者に対する施策がいろいろ実施されてきたことがわかりました。検証の結果、課題はまだ多く引き続き支援施策を講じるため、第三期プランの策定が必要とのことについて、賛同します。当事者及び家族が安心して暮らしていくことができることを願い、具体的取り組みが達成されることを期待します。	ご意見ありがとうございます。今後とも、発達障がい児者やその家族の皆様が安心して充実した生活が送れるよう、様々な施策にしっかりと取り組んでまいります。
6	プランの記述字句の細かい点になりますが、わかりにくかったので列記しますので、ご検討ください。 P1 2プランの期間「令和5年度から令和8年度までの4年間とし、その取組」とし、年次を明確にする。 4プランの基本方針の「三つの視点をもって、次の基本方針ⅠⅡの下、取組をすすめます」 P2 基本方針の字句を「Ⅰ地域における支援環境の充実」の前に入れる。 ○保護者支援の充実「知識や情報を保護者に提供し」 P3の1行目二次障がい（※14）P17の注釈を移動 第3章「基本方針・施策の方向に基づく具体的取組」施策体系図の字句との整合性	ご意見ありがとうございます。ご指摘の点は修正することとし、県民の皆様に分かりやすい表現となるよう努めてまいります。

7	<p>P19 「3 成人期における支援の充実」の「②就労と定着に向けた支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後の課題」において、「就労支援と職場定着」のみならず、「生き生きと働ける社会の実現」（案）を加えたいと思います。 十分働けなくても能力に応じた仕事ができるような、仕事をするのが楽しいと思ってもらえるような、やりがいを持って働くことのできるような、そんな夢と希望を持って過ごせる社会づくりと、経済的にも安定した生活と安心して暮らすことのできる社会づくりを目指す、と掲げることも勇気が得られるものと思います。 	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は担当課と共有し、今後の施策を進める上で参考にさせていただきます。</p>
8	<p>P35 3 成人期における支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人期における支援策として、さらに「経済的社会的向上に向けた支援」（案）として追加し、経済的な自立や社会的な向上に向けた取り組みを深めることも必要と思います。 1) 安定した生活基盤が確立できる障害年金制度について、知らないという方や手続きが面倒なので踏みとどまっているという方などが見受けられます。一早く受給できて経済的な安定が図られるよう、そして安心して生活がおくれるよう、制度の周知や手続きの支援につとめる必要があると思います。 2) 就労意欲の強い人達には、抱いている夢や希望がかなえられるよう、そんな仕事や働き方を見つけることのできる支援策や、多様な雇用の場の拡大に向けた取り組みが必要と思います。仕事にみあった収入が期待できますし、働き甲斐も得られ、自立につながると思います。 3) 就労支援事業所で働いている人達の就労収入の向上が図られるよう、受注や販路の拡大に向けた支援策も必要と思います。 	<p>生活の安定のためには障害年金の制度について知ることが重要であり、プランに追記するとともに、障害年金制度など必要な情報が得られるよう、研修などの機会を通じて情報を提供してまいります。また就労イメージをつかみ適職を見つけるための職場体験など、関係機関と連携しながら就労支援に取り組んでまいります。</p>
9	<p>P36 ②就労と定着に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就労」ということを、会社などで雇用されることとして強調されていますが、通勤が困難な方や対人関係に苦手な方などもあります。在宅での仕事やICT活用の仕事など、多様な就労の場の確保も必要と思います。 ・働いていると、いろんなことに直面し、仕事を続けられるかどうか悩むことがあると思います。そんなときには、本人のみならず、親も悩みや不安を抱えます。離転職を繰り返さない支援策や、仕事に行くのが楽しい、仕事をするのが楽しいと思ってもらえるような支援策が必要と思います。 ・働き始めるときには働く上で必要な知識を持って臨まれるように、職場生活で悩みを抱えたときには素早く相談に応じてもらって解消できるように、家族を含めての支える取り組みも必要と思います。 	<p>第3章Ⅱ3に記載のとおり、離転職を繰り返さないよう自己理解や就労準備に関する講座の実施などに取り組むとともに、家族を対象とした教室を開催するなど、なお一層、家族への支援の充実を図ってまいります。</p>
10	<p>「親が亡くなった後における支援」や「高齢期の人達や家族に向けた支援」の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親が亡くなれば、支えがなくなります。老後の心配や不安は、誰しもが抱えています。親が亡くなっても、本人や両親、兄弟などの家族が高齢になっても、安心して暮らし続けられる支援策も必要と思います。 	<p>第3章Ⅱ3に記載のとおり、関係機関と連携を図り、きめ細やかな支援ができるよう取り組んでまいります。</p>
11	<p>重度の方（子どもを含む）への支援の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の方（子どもを含む）への支援の現状は、かなり取り組まれていると思いますが、支援プランに入れて、取り組まれている現状を明確にし、関係機関の理解を得て、さらに取り組みを深められたらと思います。 	<p>第3章Ⅰ1に記載のとおり、発達障がい児者支援を行う人材育成を図るとともに、市町村等が抱える困難事例について、専門職員からなるチームを派遣するなど、支援の充実を図ってまいります。</p>

12	<p>成人してから自身に発達障がいがあることを知り、そのことがきっかけで手帳を取得し現在は障がい者採用枠で就労している者です。 今回のプランの素案について拝見させていただきましたが、発達障がい者へ向けた手帳の交付制度についてぜひ盛り込んでいただきたい事があったため、この度コメントを寄せさせていただきました。</p> <p>現在私は精神障害者保健福祉手帳を所持しているのですが、発達障がい者に対して精神障がい者保健福祉手帳の制度を適用することについては、以下のような点でミスマッチがあるように感じられます。</p> <p>①精神障害者保健福祉手帳の場合2年に1回の頻度で更新が必要となるが、基本的に発達障がいというのはその障がい特性が生涯を通して無くなることはなく、頻繁な手帳更新の必要性が認められないこと。 ②精神障がい者保健福祉手帳では所持者が発達障がいであることが周囲に伝わらない（伝わりにくい）こと。</p> <p>そのため徳島県としてはより発達障がい者の障がい特性に即した、原則更新等の必要がない手帳制度を新たに創設するよう（国への働きかけ等を含めて）行動していくことを、ぜひプランに盛り込んでいただければと思います。ご検討の程、よろしくお願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、関係課と共有させていただきます。</p>
13	<p>乳幼児期の早期診断、療育の必要性を感じます。ただ、実際に診断、療育に向けて動くのは保護者の方なので、保護者への積極的な働きかけが可能な仕組みづくりが必要かと思えます。</p>	<p>第3章Ⅱ1に記載のとおり、早期に診断を受け、療育につながるような仕組みづくりを行い、保護者の方への周知に努めてまいります。</p>
14	<p>年齢が上がるほど、相談できる場所を保護者が積極的に探さないといけないように思います。そのあたりに配慮いただいた計画づくりをお願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。保護者への支援は非常に重要であると考えております。保護者に対して、必要な情報提供ができるよう努めてまいります。</p>
15	<p>学校に通う子の保護者が一元的に相談できる場所があれば良いと思います。もしくはすでにあるようでしたら周知をお願いしたいです。</p>	<p>第3章Ⅱ2に記載のとおり、相談ノウハウのチラシを活用するなど、学校や保護者が抱える悩みや課題を、すぐに相談できる体制づくりに努めてまいります。いただきました御意見につきましては、今後の施策を進める上で参考にさせていただきます。</p>
16	<p>P14 第2章 2 就学期における発見と支援 今後の課題 ○関係機関等との連携強化 ◆関係機関との連携が円滑にすすむよう地域における相談機関の把握や、<u>学校や保護者が相談できる体制づくりが求められます。</u></p> <p>下線部分についての意見です。</p> <p>* 支援学校の連絡手段について</p> <p>保護者としては、学校へ連絡方法として電話・連絡帳に追加としてSNSを利用した双方向コミュニケーションツールを取り入れてもらいたいです。教職員からSNSに連絡してもらおう。保護者からは連絡帳には書ききれない自宅の様子や本人には聞かせたくないような内容の話を記入することも可能になります。</p>	
17	<p>支援に関わる先生は子どもと接する機会が多いので、教職員の専門性の向上はぜひお願いしたいです。</p>	<p>教職員の専門性の向上については、第3章Ⅱ2に記載のとおり、ICTを活用した教職員用eラーニングの活用や専門家と連携したコンサルテーション等、研修の機会を拡充してまいります。</p>

18	<p>① 職能団体等の連携体制づくりを求めます 乳幼児健診において保護者の気づきについて一番多いものは「言葉の遅れ」であることに対して乳幼児健診での言語聴覚士の介入やフォローアップについては十分ではなく地域差があると考えられます。市町村の実態把握を行い、健診の充実及びその後のフォローアップや関連機関への紹介等について職能団体と連携を行い地域での相談体制の強化を検討していただきたいと考えております。</p> <p>高知県では令和3年度高知県発達障がい早期支援エキスパート養成研修があり、専門家派遣についても養成研修を修了者でなければ派遣ができないシステムを作っています。このようなシステムをつくる過程で徳島県と職能団体との連携及び地域の早期発見及び早期支援の介入にも繋がります。徳島県の発達支援の充実になるのではないのでしょうか。</p>	<p>県では令和3年度「発達障がい者（児）支援に関する実態調査」を行いました。その結果、医療、療育機関など社会資源の不足や専門的知識を持つ職員の不足など、さまざまな課題が挙げられました。第3章Ⅱに記載のとおり、身近な場所で支援を受けられるよう、「早期発見」から「早期支援」につながる仕組みづくりを行う等、職能団体とも連携させていただきながら、発達障がい児者の支援の充実にも努めてまいります。</p>
19	<p>② 分野横断的な情報共有・連携の強化を求めます ライフステージの中で切れ目のない支援が地域支援で重要とされています。概要では連携の必要性を捉えているものの学校は学校、医療は医療、福祉は福祉といった縦割りで、地域の切れ目のない支援を考える場合には医療・教育・福祉・行政等の分野の横の連携の動きが必要ではないかと考えます。そのための分野横断的な連携等の事業を検討していただけないでしょうか。（例：中学校区単位で教育・医療・福祉の連携協議会を開催等）</p>	<p>連携の強化は非常に重要な視点であると捉えており、プランでも連携の強化を推進することとしております。ライフステージに対応した継続した支援を行うためには、ご指摘のとおり縦と横の連携が必要であると考えています。県では、医療・保健・福祉・教育・労働の分野で、乳幼児期から成人期までの関係機関の委員で構成される「発達障がい者支援地域協議会」を設置し、発達障がい者やそのご家族の支援について協議しています。</p> <p>また第3章Ⅰに記載のとおり発達障がい者総合支援ゾーンを構成する医療・教育・福祉分野の4施設で連携事業を行うとともに、「ゾーン連携」を「連携支援」のモデルとして、さらなる支援の充実を図ってまいります。</p>
20	<p>③ 人材育成についてご検討ください 発達障がい児者支援を行う人材育成と活躍の場「発達障がい児コーディネーターの創設」など人材育成についてはとても良いことだと思います。同様にハナミズキで毎年開催されている発達障がい者支援者養成研修も含め今後継続をされていくことを望みます。しかし、その後の育成のビジョンが不透明でどのような役割を担うのかなど方向性が曖昧ではないのでしょうか。取得された方自身が困ることがないように取得後の人材が活かされるためのプランや方向性を示していただきたいです。</p>	<p>県では、第3章Ⅰに記載のとおり、地域で支援の核となる人材育成を行うこととしており、発達障がい児者支援を行う「発達障がい児コーディネーター（仮称）」は、養成された後の活躍の場として、サポートチームに入ってもらい、関係機関からの要望に応じて助言等を行っていただきます。</p> <p>また、発達障がい者支援専門員は、養成後、本人了解のもとホームページで所属と氏名を公表し、翌年度の支援専門員養成研修において事例検討の発表など、ご協力いただいております。引き続き、地域でご活躍いただく人材育成を行い支援体制の強化を図ってまいります。</p>
21	<p>④ ヤングケアラーに対する支援強化についてお願いします 障がいを持つきょうだい支援の一環としてヤングケアラー等の支援について徳島できょうだいの会等の取り組みをバックアップできないか検討していただきたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。担当課と共有させていただきます。</p>
22	<p>⑤ 高等教育についての支援について 各高等教育機関について（通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査2022年）高校では2.2%で低いスコアでありましたが、H21年文部科学省の報告では定時制高校14.1%、通信制高校15.7%と支援を要する学生は定時制、通信制に高い割合で在籍していることが考えられます。その後の就労にも繋がることから、実態把握を行い関係機関等との連携強化を検討していただきたいと考えます。背景には生徒の自己理解なども含めて障がい理解が十分できていない状況もあるかと考えられますが若者サポートステーションだけではなく、障害者職業センターや福祉的就労サービスの利用等についても教職員に情報提供等を行うことなど徳島県内の定時制高校、通信制高校で検討してはいかがでしょうか。</p>	<p>定時制及び通信制の高等学校をはじめ、県内全ての高等学校に在籍する発達障がい児者やその家族の皆様へ適切な情報をお届けできるよう、様々な機会を活用し、積極的な情報提供に努めてまいります。</p>

23	<p>P14 第2章 2 就学期における発見と支援 今後の課題 ○関係機関等との連携強化 ◆関係機関との連携が円滑にすすむよう地域における相談機関の把握や、<u>学校や保護者が相談</u>できる体制づくりが求められます。</p> <p>下線部分についての意見です。</p> <p>* スクールバス・学校出欠について 連絡アプリ等を導入することにより、スクールバス乗車の有無・学校欠席・遅刻連絡・欠席内容を入力することで済ませることができると保護者としては大変助かり、さらに行き渋り・不登校ぎみの子供を持つ保護者として毎日毎日の電話連絡が大変苦痛となっているのでアプリ入力で済ませると精神的な負担が少し軽減されます。 ICT利活用による特別支援教育の質の向上と指導内容の充実・教師と校務の負担軽減・障がい者本人と保護者の負担軽減・QOL の増進につながります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後とも、発達障がい児者やその家族の皆様が安心して充実した生活が送れるように取り組んでまいります。</p>
24	<p>* 支援学校の教室不足について R2年5月には12教室不足しています。災害時の避難先になることも考えて頂き修繕・電球交換はお願いしたいです。今後も生徒数の増加が見込まれる支援学校ですが、例えば修繕や教室不足解消のため本年度限りで休校になる小学校を利用し、支援学校分校をご検討いただけませんか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後とも、発達障がい児者やその家族の皆様が安心して充実した生活が送れるように取り組んでまいります。</p>
25	<p>* 発達障がい者、家族への支援について ハナミズキ等が行っているペアレントメンター（あん・だん・て）先輩保護者が幼児期～小6までの保護者に年6回平日・土曜日10-12 相談や話を聞いてもらえるイベントがあります。しかし、小6までの保護者が対象となり、場所もハナミズキやアイリス等になります。 支援学校ではコロナ感染予防のため、参観日・運動会等も減少し保護者間の交流がない状況が約3年続いています。今後はコロナを理由として交流を避けるのではなく、例えば教育委員会生涯学習課の「とくしま親なびげーたー」を参観日やPTA研修へ派遣してもらい、ワークショップを保護者・教職員・福祉担当者など大人を対象としたワークショップを開催する。 題材は卒業後の進路・就職など保護者が知りたい情報で開催することにより個人の気づき・学びの実践・仲間意識の芽生えにより保護者のこころの安定をはかる。小学部より参加できるようにし学校卒業後のイメージをできるだけでも、進学・就労先への円滑な引継ぎが可能になると考えます。現在では情報が少なすぎ、保護者も見通しがたてられない状況にあります。 就職・就労に関してですが、私の勤務先でも就労支援事業所B 型の実習生を一般企業として受入れしています。支援学校では「ビルメンテナンス」「介護」等の技能検定などを行っています。実習受入先としては、技術力それ以前に、あいさつ・返事・基本的生活習慣、特に清潔感が大切になります。毎日の入浴・洗髪・歯磨き・爪切り・洗濯したものを着る・使用済みマスクはゴミ箱に捨てるなど基本中の基本が一人で行えるよう指導してほしいです。不潔な状態では、優れた技能やあいさつが出来ても受入れすることが出来ません。 上記の情報を支援学校在学時より保護者や教職員が知ることができれば、学校・家庭・放課後デイサービスと連携し指導を統一することが可能になります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。県では、第3章Ⅱ1に記載のとおり、発達障がいの子どもを持つ親であって、その子育て経験を活かし、発達障がい児の育て方や助言を行っていただく「ペアレント・メンター」を養成しております。その子育て経験を活かしていただくことから、対象年齢は小6までとし、よき相談相手として活躍していただいております。開催場所については、ハナミズキ、アイリス以外にも阿南市や徳島市、藍住町等で開催しております。今後とも、保護者の方の孤独感や不安感が軽減されるよう、保護者支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、第3章Ⅱ3に記載のとおり、就労に向けて、昼夜逆転の生活から脱却し、生活リズムの回復を目的とした作業体験など就労準備のための支援を行っています。引き続き、就労と定着に向けた支援を実施してまいります。</p>

26	<p>各種情報提供についても、チラシの配布・県ホームページへの掲載などが主流となっています。例えば、NPO法人子育て支援ネットワークとくしま（Kネット）では徳島県内の子育て情報を毎週金曜日にメールにて情報を配信しています。頻度は月に1回～2回、イベント時は追加し教育委員会主催・各種団体（自閉症協会など）障がい福祉系の講演会・就労支援事業所イベント各種・申込案内などを記載し登録者に配信する。現在では、情報を探し求めて行く一方通行なので興味のある分野を登録することにより情報が行政→利用者に得られる環境づくりをお願いしたいです。</p>	<p>情報発信は非常に重要であると考えております。県では、P27に記載のとおり、「発達障がいサポーター」に登録いただいた方を対象としてメルマガを発信し、イベントや研修の広報を行っております。引き続き、効果的な広報に努めてまいります。</p>
27	<p>*タブレット・オンライン上での完結 福祉サービス関係・教育関係では紙データが主流となっていますが、これらのサービスもアプリなどを活用することにより移動の負担軽減など相談支援事業所職員・利用者家族の負担軽減になり働き方改革・利用者家族のQOLの増進につながります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後とも、発達障がい児者やその家族の皆様が安心して充実した生活が送れるように取り組んでまいります。</p>
28	<p>P15 ○インクルーシブな教育体制の強化 全ての市町村で教育、福祉、医療等からなる「地域特別支援連携協議会」を設置し学校と他機関との連携強化を図りました。</p> <p>下線部分についての意見です。</p> <p>平成30年11月に文部科学省と厚生労働省が連携し「トライアングルプロジェクト」として家庭・教育・福祉の連携を一層推進され本人及びその保護者支援につなげるためのものがあります。</p> <p>インクルーシブ教育については障がいのある子供・障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求し、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確にこたえる指導の提供が必要と考えますが、その場合 教育・福祉・医療だけではなく家庭も含めての連携強化が必要と考えます。具体的には、妊娠時より母子手帳・妊婦検診時など保護者にインクルーシブ教育の理念を伝えることにより、障がいのある子供・障がいのない子供も安心して生まれ保護者が孤立しないサポート体制として療育などがあることを伝えてほしいです。事前に知識としてあれば、出産後に障がい等指摘されると精神的に落ち込み対応が簡単にはできない状況で福祉・教育・医療サービスを探すことは困難です。また、保育所や保健所から「様子を見ましょう。」保護者からのクレームを恐れ、適切な助言行い医療へつなげることが遅れると早期発見・早期療育のタイミングを逃してしまいます。実際に、療育等を始めると「もっと早く始めたら結果が違ったかもしれない」と感じることも多々あります。保護者への伝え方は大変配慮を必要とし難しいとは思いますが、保護者も事前に知識が少しでもあれば受入れやすくなることにつながります。</p> <p>障がいを受入れ成長するにつれて、学校・福祉（放課後デイサービス）・医療・家庭の統一した支援の連携が不可欠になります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は関係課と共有し、今後の施策を進める上で参考にさせていただきます。</p>
29	<p>P27 災害対応力の向上と啓発 私の町では個別避難計画が出来ておりません。学校・福祉事業所等では避難訓練を行っていますが、家庭で被災した場合を想定し福祉避難所を開設し、実際に障がい者の避難訓練・避難所の体験を行うことにより障がい者とその家族の災害時の対応を具体的に考えるきっかけになり、個別避難計画の必要性も感じることででき計画づくりにとりかかることが出来ると考えます。現在は、日々の暮らしで精一杯で災害時のことまで考えられない。福祉避難所へ行けばなんとかなるでしょうと問題を先送りしています。</p>	<p>第3章I1に記載のとおり、災害時に発達障がい児者やそのご家族が安心して避難生活を送れるよう、地域の支援者を対象として障がい特性や対応方法についての研修を行います。また第3章I2に記載のとおり、発達障がい児者やそのご家族を対象として、災害に対する知識習得や災害対応力の向上を図ります。</p>

30	<p>P32 教職員の専門性の向上 全ての教員において、発達障がいのある子どもの特性や支援に関する知識等幅広く特別支援教育を学ぶことができる環境を整備する必要があります。現在、支援学校教員でも放課後デイサービスは知っていても、実際の利用方法・受給者証の申請方法や特に訪問系サービス（身体介助・通院介助・行動援護・移動支援など）の内容・使用方法を知らない事が多いです。</p>	<p>本県では、教職員の専門性向上を図るため、教育分野の研究者で構成する「発達障がい教育・自立促進アドバイザーチーム」を設置し、県下全域におけるきめ細かな特別支援教育の充実を図ってまいりました。今後も、学識経験者等と連携し、特別支援教育に関わる教職員の専門性の向上の取組を推進してまいります。 いただきました御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
----	---	--